

# 11月12日～25日 (女性に対する暴力撤廃国際日) は 「女性に対する暴力をなくす運動」期間

「女性に対する暴力」には、配偶者や交際相手からの暴力 (DV)、性犯罪、ストーカー行為などがあり、女性の人権を著しく侵害するものです。

**暴力は、どんな理由があっても認めることのできない「人権侵害」です。**

■問合せ…男女共同参画推進センター (☎025-527-3624)

## 暴力に関する状況

国のアンケート調査 (※) によると、女性の約3人に1人、男性の約5人に1人が配偶者から身体的暴行や心理的攻撃などの暴力被害を受けた経験があり、女性の約7人に1人は何度も受けているという結果でした。

当市でも暴力の悩みで女性相談を利用する人が増加傾向であり、相談者の多くは暴力に絡んで子どもや家族、医療に関することなど複雑な悩みを抱えています。



## 身体への暴力だけがDVではありません

### <DVの種類>

- **心理的攻撃**…バカにする、怒鳴る、無視し続ける、脅す
- **経済的圧迫**…生活費を渡さない、働かない、借金を重ねる
- **社会的暴力**…外出や行動を制限する、仕事をさせない、実家に帰さない
- **デジタル暴力**…メールや電話をチェック・制限する、GPSで監視する
- **性的強要**…性行為を強要する、避妊に協力しない
- **身体的暴力**…殴る、蹴る、物を投げつける

## DV被害は子どもに及ぶことも

加害者に対する恐怖心などから、言われるがまま、我が子を虐待してしまう悩みを抱える人もいます。

また、子どもが家族のさまざまな暴力を目にすることは、心と身体に大きな影響を及ぼします。これを「**面前DV**」と言い、子どもへの「**心理的虐待**」に当たります。言葉が分からない乳幼児にも影響します。



## 若者の間でも起きています「デートDV」

デートDVとは恋人間でのDVのことで、中学生や高校生などでも起きています。

### <デートDVの特徴>

- **仲が深まった時に起きる**…「愛しているから」と暴力を愛情表現の手段にする
- **暴力を振るうことを正当化する**…「お前が悪い」と相手のせいにする
- **繰り返される**…『暴力を振るった直後は優しくなる』を繰り返す

## 「DVかも」と思ったら一人で抱え込まずに「女性相談」をご利用ください

さまざまな暴力により、心や体を支配されることで、感情が麻痺し、「自分が悪い」「自分さえ我慢すれば」と思い込んでいませんか。本当に悪いのは、あなたではありません。

※男性や匿名、未成年の相談も受け付けます。

▶ **相談場所**…ウイズじょうえつ (市民プラザ内、☎025-527-3614 ✉w-soudan@city.joetsu.lg.jp)

## ダブルリボンキャンペーンを実施します

11月1日⑩～30日⑩の間、DVと児童虐待防止を目的に、パープルとオレンジのリボン型パネルを設置し、2色のリボンで彩ります。

▶ **設置場所**…市役所木田庁舎 (市民ホール)、各総合事務所、市民プラザ、オーレンプラザ、福祉交流プラザ、教育プラザ、高田図書館、直江津学びの交流館

※パープルリボンは女性に対する暴力根絶運動の国際的なシンボルで、オレンジリボンは子ども虐待防止運動の全国的なシンボルです。



パープルリボンの啓発活動